

ⓧ 違反是正

はじめに

千葉市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、都心までは約40kmである。県内幹線道路及びJR・私鉄などの鉄道の起点であり、中央区、稲毛区、若葉区を結ぶ千葉都市モノレール「タウンライナー」は、懸垂式モノレールでは世界一の営業距離としてギネスブックに登録されている。

また、国際的な各種イベントが開催される幕張メッセをはじめとする高層建築物が林立する幕張新都心が立地している美浜区等が東京湾に面していて、市全体の約半分が緑地にも恵まれている。これらの潤いのある緑と水辺のある都市生活を永く営みたいという願いを実現するため、昭和59

年10月20日に「緑と水辺の都市宣言」を行った。

当消防局は、6区ある行政区のうち市内の中心部に位置する中央区の長洲1丁目にある。この中央区は県庁、市役所などの行政施設をはじめ、繁華街や東京湾に面する工業地帯を有する地区である。

本部庁舎は地下1階、地上8階建てで、消防庁舎初の免震構造を採用した建物であり「セーフティーちば」の名称で親しまれ、1・2階が中央消防署、3階から7階までが本部の各課等となっている。なお、7階は千葉県内を北西部と北東・南部の2つに分けた北東・南部の43市町村を管制する共同指令センターとして平成25年度から運用開始される。

違反の是正まで 長期間を要した事例

千葉市消防局予防部予防課違反処理係長
布施幸司

千葉都市モノレール「タウンライナー」



予防体制

予防業務の体制は、局予防部に予防課、指導課を配置し、予防部長以下29名（嘱託職員4名）と各署の予防課に予防係と指導係を配置している。

査察業務は、局予防部では予防課違反処理係、指導課危険物係の両係で査察に関する企画・立案等を担当し、6署ある予防課の予防係と指導係が実践部隊として査察業務を担っている。

平成24年3月31日現在において、千葉市内の査察対象物数は27,167件、危険物製造所等は1,607施設である。立入検査は、査察対象物の用途、規模、出火危険及び人命危険に応じて査察規程に定められた査察対象物の区分（第1種査察対象物から第6種査察対象物）をもとに、年度当初に各消防署において年間査察計画を策定し実施している。

査察業務の執行

(1)査察検討会の設置

平成16年から査察業務の円滑な遂行を目的とした査察等検討委員会を設置し、立入検査の実施計画等はもとより、警告・命令等の違反処理について検討してきた結果、違反対象物の改修率の向上を図るため平成23年度からは、「違反是正推進プロジェクト」をスタートさせた。

四半期ごとの進捗状況を本部に報告することとし、その進捗状況を把握するとともに違反対象物の状態等に応じて本部において違反処理を行うなど、関与の度合いを強めることとしている。

(2)平成24年度の立入検査基本計画

本年度は、長期間立入検査未実施対象物や防火管理者が未選任の対象物、また、特定防火対象物などに重点を置いた立入検査基本計画を作成し、その計画に基づき立入検査を執行するなど、実効性のある立入検査を行うこととした。

(3)上半期立入検査及び違反処理実施状況

9月末現在、上半期の年間立入検査計画数に対する実施率は、60.4%と昨年に比べ数値は向上している。違反対象物のうちから、特に重点的に行うべき対象物としてリストアップした屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設



消防局庁舎

備の未設置等の重大違反対象物数は、年度当初56施設あったがそのうち19施設の消防法令違反が是正された。その他の違反対象物のうち3件に対して警告書を交付しており、今後もより一層の立入検査及び違反処理等の強化を図ることとしている。

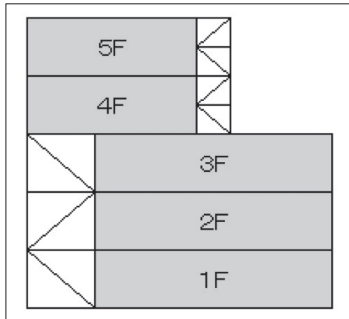
違反是正事例

以下、今年度消防法令違反を是正した対象物で是正まで長期間を要した事例を紹介する。

(1)違反対象物の概要

- 用途：病院(6)項イ
- 竣工年月日：昭和39年12月
- 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根、地上5階建
- 建築面積：150.40㎡
- 延べ面積：502.71㎡
- 収容人員：38名
- 1階～3階を病院施設として利用

違反是正



違反対象物の立面図



違反対象物の外観

弁明の機会付与通知書

23千消予第[]号
平成23年5月25日

[]様

千葉市消防長 安川 光雄

次のとおり弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条の規定により通知します。

弁明の件名	消防法第17条の4第1項の規定による行政処分
予定される不利益処分の内容	消防用設備等（自動火災報知設備）の設置命令
不利益処分の根拠となる法令の条項	消防法第17条第1項
不利益処分の原因となる事実	自動火災報知設備が設置等技術基準に従って設置されていないこと。
弁明書の提出先	千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局予防部予防課違反処理係
弁明書の提出期限	平成23年6月6日（月）
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時	
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考

1 不利益処分の原因となる事実主張等がある場合は、上記提出期限までに弁明書を提出することができます。

2 自己に有利な証拠書類等がある場合は、弁明書にその書類等を添えて提出することができます。

弁明の機会付与通知書

(2)違反処理の経緯

当該防火対象物は、施行令別表第一(6)項イの病院施設である。

建物登記によれば、昭和39年に建築され鉄筋コンクリート造陸屋根、地上5階建、延べ床面積502.71㎡となっている。建築当時の消防法施行令の設備規制を確認すると、消防法施行令第21条第1項第2号で施行令別表第一(6)項に掲げる防火対象物は延べ面積300㎡以上で自動火災報知設備が義務となっている。しかし、同条第2項に、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は難燃材料にした防火対象物にあっては、当該数値の2倍の数値とすると規定されていたことから、竣工当時(耐火造、内装制限有)は、自動火災報知設備の設置義務はなかったことが確認できる。

その後、昭和44年3月10日政令第18号(施行:昭和44年4月1日)の第10次改正(以下「10次改正」という。)において、消防法施行令第21条第2項の倍読み規定は削除され、同条第2項において、昭和44年3月31日時点で現に存する防火対象物について自動火災報知設備の設備規制は、昭和46年3月31日までの間は従前の例によると改正されている。

以上のことから、自動火災報知設備の規制は昭和46年4月1日以降、設置義務が発生したものである。

(3)指導状況

昭和48年から十数回の立入検査を実施し、防火管理者未選任・未届、自動火災報知設備の設置指導を継続的に実施してきたが、建物関係者が是正の意向を示したことなどにより、結果として長期間自動火災報知設備の違反が放置されてしまったものである。しかしながら、自動火災報知設備の違反状態があまりにも長期間続いたため、違反是正の体制を見直し本部の違反処理係を主体として、違反処理を視野に入れた対応を図ることとした。

※防火管理者の選任は、2回届出される。

その後の経過は以下のとおりである。

○平成22年7月28日、立入検査を実施し、自動火災報知設備の未設置を指摘

- 平成22年8月18日、改修報告が提出される。
- 平成23年1月26日、警告書交付
〈警告内容〉
 - 1 平成23年3月16日までに、防火管理者を選任すること。
 - 2 平成23年4月26日までに、自動火災報知設備を設置すること。
- 平成23年5月25日、命令書交付に対する所有者の認識を確認するためなどから弁明の機会を与えることとした。

※弁明機会付と通知を配達証明付郵便で送達した。

- 平成23年6月6日、建物関係者(院長)、弁明に対する回答書を持参。命令を留保すべき具体的な資料はなかった。
- 命令書の交付のための手続きを行っていたところ、建物関係者から自動火災報知設備設置の意思が示されたことから、違反是正に向けて実質的な細部事項の詰めを行いあらためて立入検査を実施することとなった。
また、あわせて建物側の連絡窓口を院長ではなく病院の職員を担当者とすることとなった。
- 立入検査を実施後に防火管理者の選任、消防計画及び消防訓練の届出は提出された。しかし、自動火災報知設備の設置に関しては曖昧な回答であったため、再度警告書を交付することになった。
- 平成23年12月15日、再警告書の交付後、再度見積もりを取るなど、工事に着手する姿勢を見せるが、履行期限までに設置がされなかった。
- 履行期限日(平成24年3月15日)に設備業者と工事について打合せを行い、その翌日に工事契約を結び、半月後(平成23年4月1日)に自動火災報知設備の着工届が届出された。
- その後約2カ月を過ぎても消防用設備等の設置届出が提出されないことから、担当者及び設備士に確認すると、「患者のことを考慮し、夏休み期間中に実施する。」との回答を得たので夏休み期間を過ぎた場合は、上位措置の命令に移行する旨を伝えとともに、防火管理体制の徹底を図るために消防計画の遵守等の指導を行った。



千葉市消防局のヘリコプター

- 平成24年8月17日、建物関係者から消防用設備の設置届出が提出された。

おわりに

今回の事例のように長期間、違反是正が進まない案件を抱えている消防本部もあろうかと思う。違反是正はタイミングを逸してしまうと、「消防は、何もできない」などや「そのうちやるから」と曖昧な返事をしておけばよいと思われてしまう。それでは、消防の予防行政自体を問われると同時に、法令を遵守している防火対象物の関係者から消防への信頼を失うことになってしまう。

平成14年の消防法改正では、消防法令違反対象物の罰則・強化について所要の整備がされ、消防は消防法令違反者に対して必要な権限を与えられた。それにもかかわらず、この権限を行使しなかったことが判明した場合は、消防側の不作為が問われることが懸念される。

違反是正に移行する時期は、消防庁から示されている違反処理標準マニュアル等に基づく移行時期等を参考にして、時期を逸することなく警告・命令さらには、使用停止命令等へ移行しなければならない。

査察業務を担当する方々は、「苦勞・悩み等」を数多く経験していることだろうが、これは、宿命だと思い頑張るしかないと思う。

福山市のホテル火災を契機に今一度、立入検査のあり方、違反是正の推進について考えなければならない。積極的な違反是正など、より活発な予防行政サービスが求められている。